

令和3年春号

## 認知症と相続

### 成年後見制度とは？

「認知症の相続人がいると遺産分割が

出来ないって聞いたけど・・・」

超長寿化・高齢化社会を迎え、認知症などを発症するのは、だれもが起こりうることでないでしょうか？

認知機能が低下した相続人がいる場合、遺産分割協議は可能なのでしょうか？

このようなケースでは、成年後見制度を利用することが求められることがあります。

#### 目次

1. 認知機能が低下した人に対する昨今の金融機関の対応
2. 認知機能が低下した相続人がいる場合の遺産分割協議
3. 「成年後見制度」とは？

## 認知機能が低下した人に対する昨今の金融機関の対応

- ◆厚生労働省によると、日本では 2018 年には認知症の人の数は 500 万人を超え、65 歳以上高齢者の約 7 人に 1 人が認知症と見込まれており、2025 年には約 700 万人、約 5 人に 1 人と予想されています。
- ◆昨今、銀行や証券会社などの金融機関では高齢者の認知症に対応するための新たな資格が導入され、窓口でのトラブル防止を防ぐための知識を習得されています。  
また、地域包括支援センターと連携し、必要に応じて家族も含めて情報共有する金融機関もあります。
- ◆認知症に伴う費用を出金したくても、預金の引出しには原則として、預金者本人の意思確認が必要です。そのため、親族が経済的に負担しなければならないケースもあり問題視されていました。  
しかし、預金者本人の生活費、入院や介護施設費用等のために資金が必要でお困りの際には、預金引き出し等が可能となりました。

預金引き出しに  
必要書類など

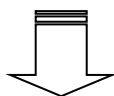


- 預金者本人の通帳・キャッシュカード・届け印
- 来店者の本人確認書類・預金者と来店者との関係性がわかる書類
- お金が必要な理由がわかる書類として入院や介護施設費用の請求書など

※必要書類については、必ず取引金融機関にお尋ね願います

## 認知機能が低下した相続人がいる場合の遺産分割協議

- ◆相続財産の分割の仕方は 2 種類あり、遺言と遺産分割協議です。  
遺言書がある場合には、原則その遺言書通りに相続します。  
遺言書がない場合には、法定相続人全員で遺産分割協議を行います。
- ◆認知症、知的障害などの理由で判断能力が不十分な人が相続人である場合、遺産分割の協議をする必要があっても、自分ですることが難しいことがあります。また、自分に不利益な内容であってもよく判断できずに署名押印してしまう恐れもあります。
- ◆身内でも、勝手に署名押印をすることは極めて問題な行為です。



「遺産分割協議が出来ないと・・・」

相続税申告書を提出する場合、その提出・納付期限は被相続人の死亡後 10 か月以内です。遺産分割がもめて期限内申告が出来ない場合には、原則として、相続税法上の特例が適用出来ません。

## 「成年後見制度」とは？

### ◆認知症などで判断能力が十分でない人を支援する制度として「成年後見制度」があります。

「成年後見制度」とは、認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない人を支援（身上監護）し、貴重な財産の保全と管理を行う制度のことです（財産管理）。

「成年後見制度」は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

さらに法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分類され、判断能力の程度に応じて、また本人の事情を把握した上で家庭裁判所が決定します。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人など（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、その代理として契約などの法律行為を行い、本人を支援する制度です。

	法定後見制度(民法)			任意後見制度(任意後見契約に関する法律)
	後見	保佐	補助	
制度概要	本人の判断能力が不十分になった後、 <b>家庭裁判所</b> によって、成年後見人等が選ばれる制度			本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ人に代理権を与える契約を結んでおく制度
手続	家庭裁判所に申立て			公正証書で契約を結んでおき、判断能力が不十分になったら家裁に申立て
申立権者	本人、親族、市町村長など			本人、親族、任意後見人となる者など
判断能力	欠けている	著しく不十分	不十分	あるときに契約、不十分になったら開始
代理できる行為	原則、全ての法律行為	申立ての範囲で家裁が定める行為	同左	契約で自由に設定可能
取消できる行為	原則、全ての法律行為	民法所定の行為(借金、不動産売買等) ※申立てで追加可	申立ての範囲で家裁が定める行為	なし

(出所) 「第3回社会保障制度の新たな展開を図る政策対話」(2019年4月15日)厚生労働省説明資料より抜粋

4

### 【注意事項】

- 本人の障害が身体的なものだけの場合や、本人が単なる浪費者、性格の偏りがあるだけの場合にはこの制度を利用できません。
- 本人を保護するための制度ですから、本人の財産を贈与したり、貸し付けたりすることは原則として認められません。親族が本人の財産の内容を知る目的でこの制度を利用することも適切ではありません。
- 法定後見制度は、一度開始すると基本本人が死亡するまで続きます。

### ～マナーコンシェルジュ税理士法人からのポイント～

認知症高齢者の場合、金融機関から「成年後見制度」の利用を求められることがあります。  
制度の利用に当たっては、慎重な判断を行ってください。

# 会社概要

会社名	 <b>マネーコンシェルジュ</b> <b>税理士法人</b>	 会社売るなら、ビジサク！ <b>ビジネスサクセッション株式会社</b>
代表	今村 仁	
所在地	〒530-0054 大阪府大阪市北区南森町 2-1-29 三井住友銀行南森町ビル 3F	〒107-0052 東京都港区赤坂 8-13-19 インペリアル赤坂 1 番館 512 号
電話番号	06-6450-6990	03-6455-4275
FAX番号	06-6450-6991	03-6455-4276
メールアドレス	info@money-c.com	info@business-s.jp
ホームページ	<a href="https://www.money-c.com">https://www.money-c.com</a> <a href="https://sogyo5.money-c.com">https://sogyo5.money-c.com</a> <a href="https://chosa.money-c.com">https://chosa.money-c.com</a> <a href="https://kessan.money-c.com">https://kessan.money-c.com</a> <a href="https://tsubo.money-c.com">https://tsubo.money-c.com</a>	<a href="https://www.business-s.jp">https://www.business-s.jp</a>
営業日	月～金 9:00～17:30	
休業日	土・日・祝日	
人数	9人（税理士3人、グループ全体）	
資本金	2,000万円（グループ全体）	
設立	2003年	2007年
業務内容	税務会計業務全般（電子申告対応） / 記帳代行業務 / 給与計算代行業務 / 経営コンサルティング業務 / 経営分析・事業計画作成支援業務 / 新規開業支援業務 / 節税及び金融機関対策業務 / 経理の合理化支援業務 / 自計化支援業務 / 会計ソフト導入・運用支援業務 / 相続贈与申告・対策業務 / 事業承継支援業務 / 相続名義変更支援業務 / 税務調査対応業務 / IPO支援業務 / M&A支援業務 / セミナー講師業務 / 執筆業務 ◎「認定経営革新等支援機関」に認定	M&Aに関する仲介、斡旋、アドバイザー業務 企業及び事業の再生、再構築に関するアドバイザー業務 MBO支援業務 企業、事業のデューデリジェンス業務 事業承継全般のコンサルティング業務 セミナー業務・執筆業務など
決算期	12月	
取引銀行	三井住友銀行 南森町支店	三井住友銀行 赤坂支店
ネットワーク	株式会社オールアウト「節税対策」公式ガイド / 株式会社日本M&Aセンター「ビジネスサクセッション」 / NPO法人相続アドバイザー協議会 上級アドバイザー / ビジネス会計クラブ (BAC) 会員 / 日本ファイナンシャルプランナーズ協会 / 株式会社ミロク情報サービス / 積水ハウス株式会社 / 大阪商工会議所北支部 / 積和不動産関西株式会社 / 相続名義変更アドバイザー事務所 / 宝印刷株式会社 / フジ住宅株式会社 / 株式会社オンデック / 大和ハウス工業株式会社 その他、司法書士・社会保険労務士・弁護士・行政書士など	
アクセス	 <p>地下鉄：大阪メトロ谷町線・堺筋線「南森町駅」①出口を出てすぐ            JR：東西線「大阪天満宮駅」①出口を出てすぐ            車：阪神高速「南森町」下車すぐ</p>	 <p>地下鉄：東京メトロ千代田線「乃木坂駅」①出口徒歩5分「赤坂駅」②出口徒歩8分            東京メトロ銀座線・半蔵門線・都営大江戸線「青山一丁目駅」④北出口徒歩10分            東京メトロ日比谷線・都営大江戸線「六本木駅」⑦出口徒歩10分</p>